

指名停止措置業者

No.	決定日	資格区分	業者名	本店所在地	停止期間	開始・終了 年月日	理由
5-3	R5.12.27	工事	環境エンジニアリング株式会社	白山市部入道町口40-1	5箇月	R5.12.27～ R6.5.26	経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者が入札参加資格審査に用いた。また、資格要件を満たさない者を主任技術者として県内の複数の工事現場に配置していた。これらが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められることから、令和5年12月13日に石川県より同法第28条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止67日間)を受けたため。 野々市市指名競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱別表第2第14号(建設業法違反行為)に該当
6-1	2024.4.12	測量業務等	株式会社押田建築設計事務所	富山県富山市丸の内3-4-16	2箇月	R6.4.12～ R6.6.11	同社の元常務取締役は、富山県立山町が令和5年4月に行ったグリーンパーク吉峰新オートキャンプ場整備実施設計及び工事監理業務の指名競争入札をめぐり、同町の職員から未公開の仕様書案の情報を事前に入手して設計業務に着手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年1月23日、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたため。 野々市市指名競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱別表第2第11号(競争入札妨害又は談合)に該当